

憲法「改正」への動き

どんな改憲案??

自衛隊の軍隊としての活動が拡大されてきた中で、憲法との隔たりが大きくなってしまいました。このため、政府は憲法そのものを変えて、この矛盾を解消しようとしています。

戦争放棄を定めた憲法9条に自衛隊を書き加えて自衛隊が戦争参加、武力行使ができるようにすることをめざしています。

これは国のあり方を180度転換することです。

「攻められたらどうするか」は、難しい問題ですが、そうならないようにどうするか、みんなで知恵を出し合って外交の力を高め、他国との市民的な交流をつないでいく努力が大切ではないでしょうか。

緊急事態条項?

新たに「緊急事態条項」という条文を加えることも提案されています。

コロナ禍で出された「緊急事態宣言」と似た名称ですが、全く違うものです。

これは、国会に凶らすとも首相一人の判断でなんにでも対処できるようにする、いわば、憲法も国会も無視した、独裁政治を可能にする心配なものです。

憲法を変える手続き

国民投票

国会の衆参両院の3分の2の賛成で、憲法改正の「発議」が行われます。

これが国民投票にかけられ、過半数の賛成で成立します。そのルールは「国民投票法」に定められています。

これには、コマーシャル規制がないとか、最低投票率の定めがないなどの問題点が指摘されています。

発議されれば、有権者一人ひとりが自分の考えで、賛成か反対か投票します。

発議後60日から180日以内に国民投票を行うと定められていますが、私たちが発議案の内容を正しく理解するためには十分な時間が必要ではないでしょうか。

まずは憲法の原則に沿った慎重な国会論議を重ねて欲しいものです。

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

Chapter ii. Renunciation of war article 9.

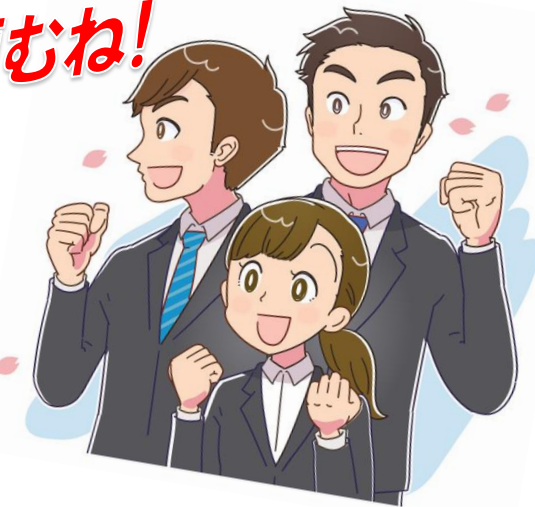
Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. the right of belligerency of the state will not be recognized.

成人おめでとうございます!

~未来は君たちの手に~

頼むね!



憲法って?

“わたし”を守るもの

わたしが わたしらしく 生きるために
あなたが あなたらしく 生きるために
大切なこと それが人権
「一人ひとりの人権を大切に
国づくりをします」と約束したのが憲法
憲法という約束を守らなければならないのは
国という権力
憲法に守られているのはわたし・たちです。
成人となられた皆さんに、憲法が身近なものとなるよう願って、このリーフレットをお届けします。

発行：宮城県内九条の会連絡会
仙台市青葉区柏木 1-2-45
フォレスト仙台 5F TEL 022-728-8812

